

〔論考〕

自由民権運動と西欧政治思想 — 比較文化の視点から —

(1) 運動概略 1881年まで

中 村 啓 佑

は じ め に

すべてが沸騰する時代であった。すべてに対して貪欲な時代であった。一つの社会が、これほど短期間のうちに、これほど大量に、これほど徹底的に、異文化を摂取しようとした試みは他に例を見ないであろう。とはいえ、すべてが一から始まったわけではない。短期間の、大量の、徹底的な文化移入、すなわち「文明開化」が可能であったのは、それ以前に培われた学問・技術・産業が一定の水準に達していたからである。維新とか開化とかということばの背後に、遠い時代から継承してきた文化の連続性が隠されていることを忘れてはならない。

しかし、何が旧来のものであり、何が新来のものであるのかを見極めることはきわめて難しい。それが科学技術の側面や、体系的な思想、厳密な学問の方法に限られるのであるならばともかく、人間の日々の営みや、集団のあり様、そしてその基盤としての考え方ということになってくると、どこからが移入されたもので、どこからが継承されたものかは実に混沌としているからである。

というのも、政治運動にしたところで、これを担ったのは、伝統的文化の中で育ち、後になって直接・間接に西欧政治思想の影響を受けた複合的人間だからであり、さらに、民権にせよ、自由にせよ、西欧的な概念としてではなくとも、過去の抵抗の歴史の中にまったく存在しなかったとはいえないからである。過去を桎梏として受けとめ、新しい時代を解放の時代として受けとめた人々がいたからである。一方に、アメリカ独立運動やフランス革命の

演説を思わせる言辞が聞かれ、また一方に、生活権を脅かされた農民の「激化事件」として散発してゆく有り様を見るにつけ、自由民権運動の多様さと複雑さ、その分析のむずかしさを感じないではいられない。

自由民権運動の性格づけや社会的・経済的分析は歴史家の手に委ねるとして、今後の諸論文で明らかにしようとするのは、第一に、自由民権運動に関わった人たちの中でも、西欧政治思想を学んだ人たちが、どこから、何を、どのように得たかであり、第二に、西欧政治思想は、そうした紹介者たちの手を経てどのように運動の担い手たちのもとに届き、どのような形で現実の運動に影響を与えたかである。すなわち、異文化の一側面としての政治思想は、どのようにして移入され、どのようにして日本化していったかという問題である。しかし、それとても膨大かつ複雑な作業であり、筆者個人の力にあまりことは明白である。

がしかし、ともかくも、歴史の分野と政治思想史の分野でこれまで積み上げられてきた諸業績に目を通し、これをまとめ、未だどのあたりが手薄であるかを報告するだけでも学問上の価値はあろう。このような、膨大な仕事の第一歩として、とりあえず、自由民権運動前史を概略しその時代と地理を確定することが本論の仕事である。今後続く諸論文との関係で言えば序論的性格を帯びたものであり、叙述の内容と水準からみれば研究ノートと呼ぶべき性格のものであろう。

筆者は、カリキュラム改革をきっかけに比較文化関係の講義を担当することとなり、近年ラフカディオ・ハーンの生涯を近代日本の歩みと対照しつつ論じる機会を得た。²⁾この過程で以前から心惹かれていた自由民権運動への関心が急速に高まり、アプローチの仕方を模索していたが、西欧政治思想との関連を探ることが、もっとも自然かつ適切であるとの結論に達した。修業時代のほとんどをルソー研究、なかでもその政治思想の研究に過ごしたので、ほこりをかぶった西欧政治思想関係のノートと書物が再び役立つように思えたからである。

第1章 異文化の移入と中央集権化

「文明開化」という語の裏側にあるのは、日本が未だ非文明（野蛮）の状

態にあるという認識であり、旧来の迷妄や陋習を打破し、国力を充実し、やがては西欧列強に互して文明の光のもとに輝きたいとする願望であろう。実際、「文明開化」という名に象徴される怒涛のような異文化移入は、滑稽な側面から残酷な側面まで、実にさまざまな顔をもっている。

普通私たちの目にもっとも強烈にうつるのは、封建的人間関係を象徴していた髪型の廃止、洋服という新しいファッション、洋風建築物の出現、近代交通通信機関の敷設など、都市中心部における著しい生活の変化である。錦絵に描かれ、当時の民衆の目を奪ったのは、まさに「日本橋近辺の文明開化」だったのである。

しかし、異文化移入の影響を被ったのは、決して上層階級や一部大都市生活者だけではない。というのも、「文明開化」は、同時に、明治新政府が推進した国家の近代化と、それともなう中央集権化の諸方策を支える原動力でもあったからである。移入された異文化は、「殖産興業」の名のもとの産業革命に、徴兵令をはじめとする近代的軍隊の設立に、「学制の頒布」による教育改革にと、社会のあらゆる局面で迅速かつ強引な変革の力として働いたのである。そして、異文化移入の量とその即効性は、それまで日本人が経験したことのない規模のものであり、社会構造のすべてに波及したがゆえに、辺境の地に暮らす者といえども、この新しい文化に支えられた統治の網から逃れることはできなかった。

もう少し具体的に言うならば、1871年（明治4年）に断行された廃藩置県は、一つには「全国統一的制度の必要性の顕在化」という意味で、もう一つには、「全国的改革を実施できる条件」の整備という意味で、中央集権化を大きく前進させることになった。ここに、1872年（明治5年）学制の改革、翌1873年（明治6年）地租改正、徴兵令と3大改革は矢継ぎ早に施行されたが、それらは、旧士族や農民の生活習慣を根本から改めるものであり、特に農民層の負担を大きくするものであったから、抵抗は大きく、いたるところで不満の声³⁾がわき起こった。

反政府の動きは、一方では、主として地租改正闘争として、また一方では、旧士族の反抗という形で表面化する。前者は、百姓一揆という従来の方法で暴発するものと、やがて地方民会を舞台に展開するものに別れるが、我々の主題に関係するものは民会を中心とした闘争である。それに対して、後者、

旧士族の不満は、これまた反乱に向かうものと、自由民権運動という形をとるものの二つの方向に分かれる。

1873年（明治6年）、西郷隆盛、板垣退助らは征韓論に破れて下野し、この後両者は望むと望まざるとにかかわらず旧士族の不満を結集することになるが、西郷が反乱への道を、板垣が自由民権運動への道を歩むことは周知の事実である。

翌1874年（明治7年）正月、板垣退助、後藤象二郎ら、前参議4名は民撰議院設立建白書を提出する。これは、自由民権運動の幕開けとも言うべき出来事であり、74年という年が、自由民権運動にとっていかに大きな意味をもっていたかは、論の展開とともに明らかになるであろう。ところで、この同じ年、佐賀の乱において反乱軍は破れ、西郷らとともに野に下った江藤新平が処刑される。言論による不満の表明と武力によるその両者が併存しているという意味で、明治7年はまさに時代の曲がり角であった。この後、1876年（明治9年）の、熊本神風連の乱、萩の乱、秋月の乱と続くが、こうした士族の反乱は1877年（明治10年）の西郷を擁する西南戦争で終わりを告げる。これをもって武力による士族の反政府闘争は後を絶ち、これに代わって、民撰議院設立建白書提出を継承・発展させた、言論による闘争が反政府運動の中心を占めることになる。

とはいえ、二つの流れはまったく無関係であったわけではない。当時の民権家たちにあつては、旧士族としての特権意識が根強く残っており、民権の思想と勤王の思想がなんら矛盾することなく同居していた。また、多くは「征韓論—征台役を推進する国権拡張論」者であり、民権家の中には、「私学校蜂起に当面してはこれに呼応して」西郷軍に投じた者、また、そうしようとして機会を逸したものが少なくなかったことを指摘しておく必要があろう。⁴⁾ 多岐・多様にわたる自由民権運動は、輸入された西欧近代思想の影響を蒙っているという意味で、異文化移入の所産であった。しかし、その担い手たちの多くは、つい10年前まで尊皇攘夷のイデオロギーのもとに変革を夢見て行動した志士たちなのであり、その意味で、時代の落とし子でもあることを忘れてはならない。⁵⁾

第2章 政治結社の役割

1874年（明治7年）の民撰議院設立建白書提出をもって自由民権運動の幕開けとすることに異論はないであろう。ただし、どこをもって終わりとするかは諸説があるので、断定はむずかしいが、帝国憲法が發布される1889年（明治22年）と第一回帝国議会の開かれる翌1890年（明治23年）あたりまでを区切りとするのが妥当であると思われる。

この16年にわたる時代を、国会開設の詔勅が出される1881年（明治14年）を境にさらに2つに分けることができよう。1874年から1881年までは、どちらかといえば運動の勃興期であり、1881年から1890年にかけては運動の衰退期である。前者は、民権運動側が優勢に立つ時期、後者は政府側が主導権を握る時期である。また、前者が地方政治結社と民会、また都市ジャーナリストの活躍する時代であるのに対し、後者は、困窮した農民が中心となったいわゆる「激化事件」がこの時代を特徴づけることになる。ここでは、細部にわたる年代記を作成するのではなく、本論の主題に直接関係する1874年から1881年という、波乱と可能性に満ちた時代を概略する。

さて、民撰議院設立建白書に話をもどすならば、それは幕末以来、西欧近代思想の基本として受容されていた「天賦人権思想」を基礎に民権論を展開しようとしたものであることは確かであった。とはいえ、この民権論は、「維新の功臣」の資格において「士族および豪家の農商」の代表者だけで議會を構成しようとし、しかもその議會は、主権在民の実現形態としてではなく、天皇制国家の政治的基盤を士族・豪農商層にまでひろげようとした、いわゆる「上流の民権論」であった。

しかしながら、たとえこのような限界をもっているとしても、この建白書が当時の社会に投げかけた波紋の大きさははかりしれない。それはまず、新聞を通じて国民の政治的関心を強く刺激し、激論をまきおこした。他の種々の「建白書」に見られるように、自分たちが政治にかかわる必要性を表明しはじめ、政府もまだそれを受けとめようとした時代だったからである。民撰議院設立建白書は、そうした国民の声を反映しつつリードする最初の役割を果たした。⁶⁾

しかも「生成期民権運動を特徴づける「民権派新聞雑誌」の創刊をうなが

し、大衆的国民運動としての十年代における自由民権運動の発展を培養する広範な土壌をつくりだすことになる。⁷⁾」そればかりではない。建白書提出の同1874年（明治7年）4月、郷里の高知にもどった板垣は、片岡健吉、林有造らと立志社を設立した。当初は士族救済の色彩が強かったものの、この政社が、各地の政社の誕生を促し、やがて民権運動の中心となってゆく。翌1875年（明治8年）これら各地の政社の代表者は、立志社を中心として大阪に集まり、愛国社を組織した。

愛国社は、規模を拡大するにつれて士族中心の意識を薄め、また立志社を中心とする郷土的、派閥的色彩を薄め、やがて国会開設を目指す自由民権運動の中心的役割を担うことになるが、その大きな転機となったのは、1879年（明治12年）の愛国社第三回大会である。全国的にみて豪農商層の民権運動に進出する傾向が著しく増大していたばかりでなく、この大会に至って、福島県の三師社・石陽社（代表河野広中）や石川県の自郷社（代表杉田定一）、その他7社が愛国社に加入した。これによって、愛国社の組織は東北・北陸地方にのび、豪農民権家を構成員として大きく前進する基礎をつくった。東京支社を設けることになったのもこのときである。更に、国会開設のため、⁸⁾時期大会を目標に請願署名運動を開始するという画期的な決定が行われた。

翌1880年（明治13年）の愛国社第四回大会には、愛国社加入の24団体、未加入の35団体が参加し、2府22県約10万人が参加代表に国会請願を委託していた。ここに愛国社未加入団体を含めた国会期成同盟が結成され、同盟規約も決定された。こうして、代表片岡健吉・河野広中によって、「国会を開設するの許可を上願するの書」が天皇に提出されることとなる。⁹⁾

上願書は政府によってその受理を拒否されたが、各地で建白や請願を呼び起こし1880年（明治13年）中の請願参加者数は24万人を越えたと言われるほど、自由民権運動は全国的高揚期を迎えた。この波は翌1881年（明治14年）まで続くが、この年の政変の結果国会開設の勅諭が出され、政府が運動の徹底的鎮圧に乗り出し、支配体制の整備と強化を図る中で衰微してゆくことになる。

第3章 地方民会と自由民権運動

ところで、上に述べたような政社を中心とする運動だけが、自由民権運動を支えていたわけではない。これと平行して、地方の民会を拠点とした国会の開設と憲法の制定を求める動きが自由民権運動に大きな役割を果たしたことを忘れてはならない。ただし、地方の民会が最初から国会の開設や憲法の制定問題に関心をもっていたわけではなく、地方の利益を擁護し、地方自治を獲得しようとする運動の中から、必然的にあるべき政府の形態を追求する結果となり、先に見た国会開設の請願運動と交差して行ったものと考えられる。

民会の開設とその性格の問題が歴史の表面に浮上してくるのは、これもまた1874年（明治7年）、民撰議院設立建白書の提出された年であった。この年、大久保政権は内憂外患に対処すべく、大阪会議を開いて板垣の政府復帰を実現させるが、このとき、立憲政体への漸進主義をとることを約し妥協を成立させた。すなわち、一方において元老院、大審院の二院を設置することがそれであり、また一方において、「民意を通じ」させ、地方の不満を解消するという名目で開催されたのが、地方官会議であった。¹⁰⁾ とはいえ、1875年（明治8年）に初めて開催された地方官会議は、政府主導の、それも各府県長官から構成された会議であり、議題の一つとして、「地方民会のこと」が取り上げられていたが、河野広中などの傍聴人会議の建言書を無視して公選民会論を退け、官選の区戸長会をもって民会とすることを可決した。¹¹⁾

しかしながら、それまで、地方議会にあたる制度がまったくなかったわけではなく、1873年（明治6年）ごろから、開明的な地方官によって地方議会は開設がすすめられてきた。地方官の指導のもとに開設されたこれらの議会は、あくまでも行政上の便宜のためのものであって、区戸長会議が大部分であり、上意下達・下意上達の諮問機関にすぎなかった。だが、このような基本的性格のものでありながら、地方議会開設そのものが、民意をそれなりに反映させることを前提としてなされたものであり、従来の支配形式をいささかでも修正しようとするものであったことは事実であろう。次稿の問題を先取りすることになるが、西欧の政治形態の見聞による影響や政治思想の移入、伝播の影響は、当然支配者層内部にも及んでおり、旧来の方式を何らかの形で改める必要性は、いたるところで痛感されていたのである。

こうした状況の中で、地方官会議の際に、地方公選民会の開設をのぞむ傍聴者が、地方民会案を早急に実現する要望書を提出したことは大きな意味をもつことであった。この地方官会議を機に、地方豪農商層の民会開設への関心と要求が高まるなかで、地方官も従来の区戸長会を修正し、公選議院を入れるか、議員である区戸長を公選するか、あるいは、区戸長を議員とする会議でも、従来の事務会同のためという性格を次第に脱却させていくようになる。地方民会は「基本的には人民支配の機関としての性格をもちながらも、一定の条件下では豪農商層以下一般人民の抵抗の組織に添加する要因をもつようになる。」¹²⁾中でも、浜松県民会や熊本県民会の闘争は際だった成果をあげており、これらの県会活動については、『自由民権運動の研究』（内藤）が詳しく伝えている。

一方政府は、このような地方民会の民主的運営形態を黙認したわけではなく、その後、1878年（明治11年）には、三新法を公布して地方行政区画を体系化することによって官僚的統制を強め、府県会の権限を大幅に削減し、府知事・県令の支配下に置こうと試みたばかりか、1880年（明治13年）から1881年にかけては、地方議会の権限をいっそう剥奪する法令を公布した。これに対して、折しも、1880年（明治13年）6月に公布された備荒儲蓄法は、地方財政を圧迫するものであったから、府県会の激しい反対を呼びおこし、各地で反対闘争が行われるなど専制に対する抵抗はますます強くなっていった。地方議会の議員の中には「専制的側面を強化し、議会に対する干渉統制の法的措置をつぎつぎに強行する政府に対し、地方会議のみの闘争の限界性は明白であり、それゆえに、地方の住民の利益の擁護と地方自治体制を名実ともに確立するためにも、中央政府の改造は不可避免的なもの」と考えるに至る者も表れたのである。¹³⁾

そうした傾向をもっとも早く代表するものは、1879年（明治12年）6月、千葉県桜井静の各府県議長宛の国会開設運動のアピール、岡山県の県会議員らによる国会開設運動、一府九県の府県会議員による国会開設の請願などである。このようにして、1880年（明治13年）から1881年（明治14年）にかけての国会開設請願運動の中で、士族出身者を中心とする知識人民権家と、農村において地域的利害に密着しながら政治的・思想的に成長してゆく豪農商層民権家が合流することによって自由民権運動は理論の深化と運動の広が

りをもつに至った。しかしながら、二つの流れは「自由党」という、より大きな組織の中で強固な結束を見るところか、むしろ、政治的な主導権争いと、度重なる政府の攻撃によって変質し、弱体化して行ったところに、自由民権運動の悲劇があると言うべきであろう。

終わりに — 今後に向けて

民撰議院設立建白書から国会期成同盟へ、一地方の立志社から全国的政社としての愛国社へ、そして、地方官会議から国会開設を訴える地方議会の運動へと至る、この激しい変化が、わずか7年の間に展開されたことを考えるとき、そしてまた、大政奉還から民撰議院設立建白書までのめまぐるしい変化も、わずか6～7年の間の出来事であることを考えるとき、明治維新という時代の激動の大きさと、1年1年に凝縮した国民の思想的変化・成長に驚きを禁じ得ない。

1874年（民撰議院設立建白書）から1881年（自由民権運動の最高揚期）までの7年の間、一方に政社の流れ、もう一方に地方民会の流れを辿り、民権思想の深化と運動の広がりをあとづけながら気づいたことは、この運動がいに新しいものと古いものを共存させているかということであった。

1874年を10年遡れば、攘夷論盛んな時代であり、薩英戦争、四国艦隊下関砲撃の時代である。さらに10年遡れば、ほとんどペリー来航と重なるのである。20年前には、民衆の力によって政治形態を変革できるなどということは、考えられもしなかったであろう。ましてや、建白であるとか請願であるとか、言論によって政府を批判し、意見を具申し、それを新聞というメディアを通じて全国に広めるなどという方法を考えつきもしなかったであろう。方法はそれほどまでに新しかったのである。しかし、変革の担い手たちとその姿勢を見るならば、草奔の志士たちの意識は多分に残っており、エリート意識と士分階級の利益を擁護しようとする態度は長い間払拭されることはなかったのである。

また一方、地租改正反対の闘争から民会へ、民会から国会開設請願へと至る動きにおいても、よく農村を組織し、地方住民の声を吸収することができたのは、村落共同体の序列に沿った方式を利用しえたからだと言われている。¹⁴⁾

誤解のないように言うておくが、古いことが悪いと言っているのではない。エリート意識は、時として強烈なエネルギーとなったであろうし、村落共同体の序列を利用する以外に、地方住民のエネルギーを結集する方法はなかったであろう。ここで強調したいのは、問題の善し悪しではなく、その現象の持っている特異性なのである。そして、古いもののかかえながらも、かくまで迅速に、かくまで実践的に新しい思想を獲得していった時代と、そうした変貌を実現し得た人間たちの可能性の大きさなのである。

こうした、異文化移入とその吸収を可能ならしめたものの一つに、まずさまざまな西洋見聞を挙げることができよう。それは、有司専制政府の内部にあってさえ、新たな政治体制を求めさせる力であった。次に、すでに維新前から表れた西洋見聞にもとづく啓蒙思想活動さらには、より直接的に自由民権運動に影響を与えたイギリス流とフランス流の政治思想、そして、運動を発展させる大きな力となった新聞・雑誌という新しい伝達手段の隆盛が考えられよう。自由民権運動を背後から支えた異文化のリストをつくることが、次稿の仕事である。

註

- 1) 江村栄一「自由民権を考える」、4. 自由民権運動の歴史的前提、シリーズ近代日本の軌跡 2 江村栄一編『自由民権と明治憲法』、吉川弘文館、pp. 16-19.
- 2) 中村啓佑「ハーンの生涯と近代日本 ―文明／文化／比較文化を考える手がかりとして―」、『追手門学院大学創立三十周年記念論集 文学部篇』、1997.
- 3) 勝田政治「維新の三大改革」、1. 近代化政策と留守政府、シリーズ近代日本の軌跡 1. 田中彰編『明治維新』、吉川弘文館、p. 164.
- 4) 内藤正中『自由民権運動の研究 ―国会開設運動を中心として―』、青木書店、p. 55.
- 5) 前掲書、p. 85.
- 6) 牧原憲夫「有司専制と国会開設運動」、1. 国民としての権利 江村栄一編『自由民権と明治憲法』、p. 28-34
- 7) 内藤『自由民権運動の研究』、p. 36. 原文のまま.
- 8) 原口清『日本近代国家の形成』岩波書店、p. 255.
- 9) 前掲書、p. 257.
- 10) 遠山茂樹『明治維新』、p. 326.
- 11) 色川大吉『近代国家の出発』、『日本の歴史』、第21巻、中央公論社、p. 110.
- 12) 原口『日本近代国家の形成』、pp. 226-228.

- 13) 原口『日本近代国家の形成』、pp. 259-264.
14) 色川『近代国家の出発』、p. 133.

参考文献

- 色川大吉 『近代国家の出発』、『日本の歴史』、第21巻、中央公論社、
色川大吉 『新編明治精神史』、中央公論社、1973.
江村栄一編 『自由民権と明治憲法』、近代日本の軌跡 2、吉川弘文館、1995.
奥 武則 『文明開化と民衆 ―近代日本精神史断章』、新評論、1993.
川勝平太 『日本文明と近代西洋「鎖国」再考』、日本放送出版協会、1991.
田中 彰 『明治国家』、体系・日本歴史 5、日本評論社、1967.
田中彰編 『明治国家』、近代日本の軌跡 1、吉川弘文館、1994.
遠山茂樹 『明治国家』、岩波書店、1951.
内藤正中 『自由民権運動の研究 ―国会開設運動を中心として―』、青木書店、1964.
原口 清 『日本近代国家の形成』岩波書店、1968.